

旭川医科大学経理細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和7年9月18日学長裁定)

旭川医科大学経理細則の一部を改正する細則

旭川医科大学経理細則（平成27年12月9日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後					現行				
(略)					(略)				
(出納責任者)					(出納責任者)				
第11条 会計規程第22条第2項に定める金銭の出納責任者は、別表3のとおりとする。					第11条 会計規程第22条第2項に定める金銭の出納責任者は、別表3のとおりとする。				
2 学長は、業務上必要と認めた場合は、前項に定めるもののほか、出納責任者を置くことができる。					2 学長は、業務上必要と認めた場合は、前項に定めるもののほか、出納責任者を置くことができる。				
3 出納に関する事務は、 <u>財務課</u> の出納責任者が総括する。					3 出納に関する事務は、 <u>会計課</u> の出納責任者が総括する。				
(略)					(略)				
<u>附 則</u>									
<u>この細則は、令和7年9月18日から施行し、令和7年8月1日から適用する。</u>									
(略)					(略)				
別表2（第8条、第9条関係）					別表2（第8条、第9条関係）				
予算単位	予算責任者	分任予算総括責任者	経理単位	経理責任者	予算単位	予算責任者	分任予算総括責任者	経理単位	経理責任者
学長	学長	事務局次長（総務・教務担当）	<u>財務課</u>	各課の長	学長	学長	事務局次長（総務・教務担当）	<u>会計課</u>	各課の長
各副学長	各副学長				各副学長	各副学長			
監査室	室長				監査室	室長			
総務課	各課の長	事務局次長（総			総務課	各課の長	事務局次長（総		

人事課 <u>財務課</u> 研究・学術情報課 施設課 <u>学務課</u> 入試課		務・教務担当)		
経営企画課 医療支援課 医事課		事務局次長（病院担当）	経営企画課	
医学部医学科の各講座又は分野	各講座又は分野の長	事務局次長（総務・教務担当）	<u>財務課</u>	
医学部看護学科看護学講座	看護学科責任者			
医学部一般教育の各学科目	各学科目の長			
医学部の各寄附講座及び共同研究講座	各寄附講座又は共同研究講座の長			
保健管理センター	各センター又は室の長			
国際交流推進センター				
入学センター				
教育センター				
地域共生医育センター				
インスティテューショナル・リサーチ室				
研究推進本部				
知的財産センター				

人事課 <u>会計課</u> 研究・学術情報課 施設課 <u>学生支援課</u> 入試課		務・教務担当)		
経営企画課 医療支援課 医事課		事務局次長（病院担当）	経営企画課	
医学部医学科の各講座又は分野	各講座又は分野の長	事務局次長（総務・教務担当）	<u>会計課</u>	
医学部看護学科看護学講座	看護学科責任者			
医学部一般教育の各学科目	各学科目の長			
医学部の各寄附講座及び共同研究講座	各寄附講座又は共同研究講座の長			
保健管理センター	各センター又は室の長			
国際交流推進センター				
入学センター				
教育センター				
地域共生医育センター				
インスティテューショナル・リサーチ室				
研究推進本部				
知的財産センター				

動物実験施設			
実験実習機器センター			
放射性同位元素研究施設			
先進医工学研究センター			
看護職キャリア支援センター			
図書館	館長		
各学内共同利用施設	各学内共同利用施設の長		
病院及び病院の各診療科・部・室・センター	病院長及び各診療科・部・室・センターの長	事務局次長（病院担当）	経営企画課
各受託研究代表及び各共同研究代表者	各研究代表者	事務局次長（総務・教務担当）	<u>財務課</u> （経営
各寄附金事業担当者	各事業担当者	事務局次長（病院担当）	企画課に係るものを除く）経営企画課（病院及び病院の各診療科・部・

動物実験施設			
実験実習機器センター			
放射性同位元素研究施設			
先進医工学研究センター			
看護職キャリア支援センター			
図書館	館長		
各学内共同利用施設	各学内共同利用施設の長		
病院及び病院の各診療科・部・室・センター	病院長及び各診療科・部・室・センターの長	事務局次長（病院担当）	経営企画課
各受託研究代表及び各共同研究代表者	各研究代表者	事務局次長（総務・教務担当）	<u>会計課</u> （経営
各寄附金事業担当者	各事業担当者	事務局次長（病院担当）	企画課に係るものを除く）経営企画課（病院及び病院の各診療科・部・

		室・センター)
総務課（国際交流及び社会連携事業，広告に係る収入関係）（ <u>財務課</u> に係るものを除く）	各課の長	総務課
人事課（給与・退職手当，所得税等の経理に係る支出関係）		人事課
研究・学術情報課（産学連携等研究，寄附金に係る収入関係，図書に係る支出及び収入関係）（ <u>財務課</u> に係るものを除く）		研究・学術情報課
施設課（工事契約に係る支出関係及び職員宿舍貸付，学校財産貸付に係る収入関係）		施設課
<u>学務課</u> （入学料，授業料，受託研修生に係る収入関係）		<u>学務課</u>
経営企画課（病院，卒後臨床研修に関する収入関係）（ <u>財務課</u> ，医事課に係るものを除く）		経営企画課
医事課（病院に関する収入関係）（ <u>財務課</u> ，	事務局次長（病院担当）	医事課

		室・センター)
総務課（国際交流及び社会連携事業，広告に係る収入関係）（ <u>会計課</u> に係るものを除く）	各課の長	総務課
人事課（給与・退職手当，所得税等の経理に係る支出関係）		人事課
研究・学術情報課（産学連携等研究，寄附金に係る収入関係，図書に係る支出及び収入関係）（ <u>会計課</u> に係るものを除く）		研究・学術情報課
施設課（工事契約に係る支出関係及び職員宿舍貸付，学校財産貸付に係る収入関係）		施設課
<u>学生支援課</u> （入学料，授業料，受託研修生に係る収入関係）		<u>学生支援課</u>
経営企画課（病院，卒後臨床研修に関する収入関係）（ <u>会計課</u> ，医事課に係るものを除く）		経営企画課
医事課（病院に関する収入関係）（ <u>会計課</u> ，	事務局次長（病院担当）	医事課

経営企画課に係るものを除く)				

別表3（第11条関係）

出納責任者とする者	事務の範囲
<u>財務課出納係長</u>	金銭の出納及び保管に関する事務（医療支援課収納係長に係るものを除く。）
医事課収納係長	病院における診療，臨床検査，病理解剖及びファミリーハウス使用料に係る収入金の収納及び保管に関する事務。

【改正理由】

令和7年8月1日付け事務局組織の改組に伴い，所要の改正を行うものである。

経営企画課に係るものを除く)				

別表3（第11条関係）

出納責任者とする者	事務の範囲
<u>会計課出納係長</u>	金銭の出納及び保管に関する事務（医療支援課収納係長に係るものを除く。）
医事課収納係長	病院における診療，臨床検査，病理解剖及びファミリーハウス使用料に係る収入金の収納及び保管に関する事務。